

契約医療機関以外で受診するとき オプション検査を自己負担されたとき

契約医療機関が遠隔地のためなどの理由で、やむを得ず契約外の医療機関で健診を受ける場合、健診費用は本人が一旦全額立て替え払いの後、申請によりリリー健保から補助金が支払われます。

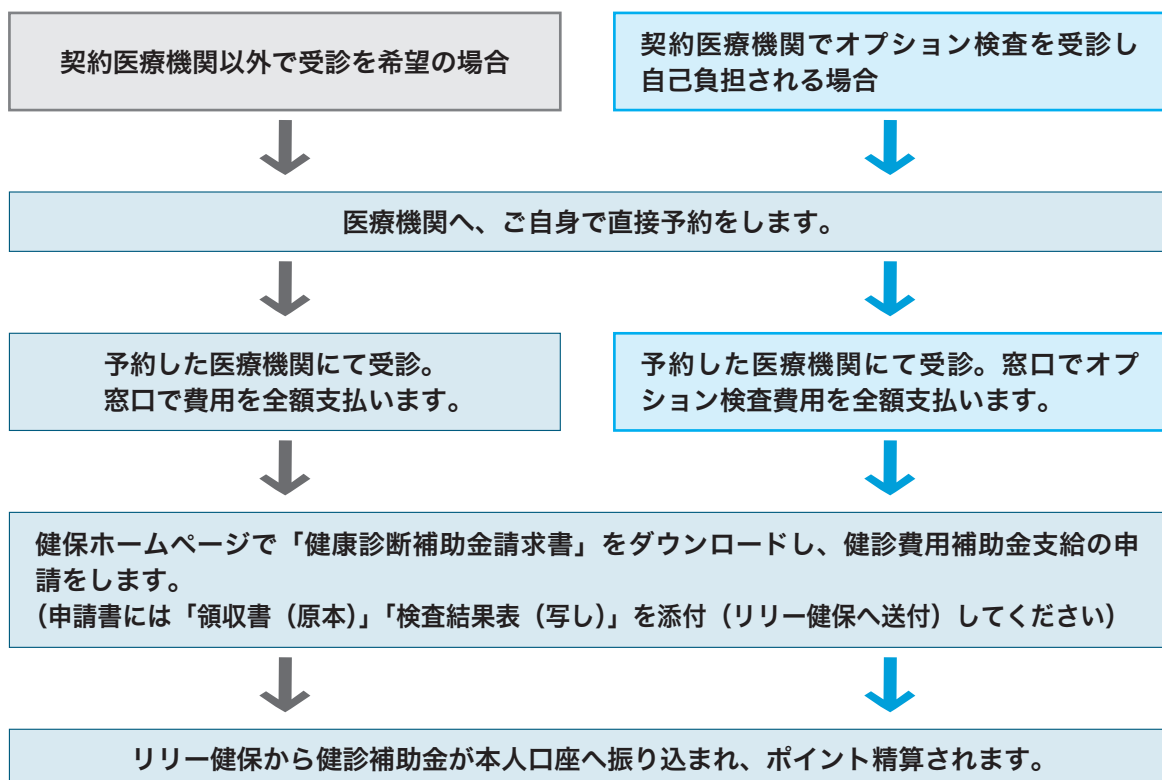
※お近くに契約医療機関がある場合は、契約外の医療機関より割安で検査内容も充実していますので、極力契約医療機関で受診をお願いします。

また、契約医療機関のオプション検査でポイント使用ができず実費精算となり、窓口で自己負担された場合、オプション検査費用は本人が払った全額立て替え払いの後、申請によりリリー健保から補助金が支払われます（オプション分をポイント精算します）。

※「健診予約システム」上にご希望のオプション検査がない場合は「健診ヘルプデスク（TEL:0570-075-707）」にご連絡いただくと、システムに登録することができます（ポイント利用できる契約医療機関に限る）。

注) 受診当日に契約医療機関窓口でオプション検査の申し込みをした場合は、ポイントの補助金は支給されませんのでご注意ください。

○予約から精算まで



※基本健診の自己負担額への補助の上限は **40,000 円** です。

※自己負担額は健診の種類や対象者によって異なります。

※オプション検査の自己負担額相当のポイント数を本人の残ポイントから差し引きます。

※差し引いたポイント数に相当する金額は、健診補助金に加算して支払われます。

※ポイントが足りない場合の差額は自己負担となります。

※オプション検査も含めて1カ所の医療機関で受診してください。

※受診日より2カ月以内に申請してください。